

転入届 に伴う諸手続き



手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合もあります。内子町

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	内子町国民健康保険に加入する方	* 前住所で国民健康保険に加入していた方は、保険証を交付します。 * 施設等に入所する方や学生の方はお申し出ください。 * 国民健康保険税の税額、納付方法等については、後日税務課より通知します。 * 最近、就職・退職による保険の変更があった場合は、変更手続きが必要です。	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152 （保険税について） 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153
☐	後期高齢者医療保険に加入している方	* 保険証は、後日郵送します。 * 施設・病院等に入所・入院する方はお申し出ください。 * 74 歳以下で後期高齢者医療保険に加入していた方はお申し出ください。 * 県外から転入する方は、前住所で交付された【負担区分等証明書】をお持ちください。	住民課 後期高齢者医療係 ☎0893-44-6152
☐	国民年金に加入している方	* 【年金手帳】をお持ちください。 * 納付書はそのままお使いください。 * 口座振替は継続されます。口座を変更したい方は、お申し出ください。	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152
☐	国民年金を受給している方	* 住所変更届が必要な場合がありますので、【年金証書】をお持ちください。	
☐	介護保険被保険者証をお持ちの方	* 被保険者証は、後日郵送します。	保健福祉課 介護保険係 ☎0893-44-6154
☐	介護保険要介護・要支援の認定を受けていた方	* 要介護・要支援認定を引き継ぐ場合はお申し出ください。	
☐	0 歳～中学生までの子どもがいる方	* 子ども医療費受給者証を交付します。 * 対象となる子ども全員の【健康保険証】をお持ちください。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
☐	児童手当を受給している方（公務員を除く）	* 転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に請求手続きをしてください。 * 請求者の【健康保険証・通帳】をお持ちください。 * 状況により必要書類が異なりますので、事前に係へお問い合わせください。	
☐	ひとり親家庭等に該当する方	* ひとり親家庭等医療費受給者証を交付します。 * 親子の【健康保険証】と請求者の【所得証明書】をお持ちください。	
☐	児童扶養手当を受給していた方	* 【児童扶養手当証書・通帳】をお持ちになり、住所変更手続きをしてください。	

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方	*【各手帳】をお持ちになり、住所変更届をしてください。 * 重度障がいに該当する方は、重度心身障がい者医療費受給者証を交付します。	保健福祉課 障がい者福祉係 ☎0893-44-6154
☐	特別児童扶養手当を受給している方	*【特別児童扶養手当証書・通帳】をお持ちになり住所変更手続きをしてください。 * 状況により必要書類が異なりますので、事前に係へお問い合わせください。	
☐	妊娠中の方	*【母子健康手帳】をお持ちください。 * 妊婦健診受診票を交付します。	保健センター ☎0893-44-6155
☐	7歳6か月未満の子どもがいる方	*【母子健康手帳】をお持ちください。 * 乳幼児健診、予防接種受診票を交付します。	
☐	1歳未満の子どもがいる方 (いかざき大風合戦初節句行事案内)	* 5月5日に開催する初節句行事に参加できます。(満1歳になる年度) * 案内状送付を承諾いただける方は、承諾書を提出してください。	町並・地域振興課 観光係 (内子分庁) ☎0893-44-2157
☐	小・中学校に子どもが通学している方	*【在学証明書・教科用図書給与証明書】をお持ちになり、新しい学校へ転校手続きをしてください。 * 区域外就学を希望する等の特別な事情がある場合は、事前にお問い合わせください。	教育委員会 学校教育課 (内子分庁) ☎0893-44-2124
☐	水道・下水道を使用する方	* 開栓の手続きをしてください。 (開栓手数料 1,890 円) * アパート等の集合住宅は、手続きが不要な場合がありますので、貸主にご確認ください。	上下水道対策班 ☎0893-44-6158
☐	ごみの分別・収集について	* 配布するものは次のとおりです。 ・内子町のごみの出し方 ・正しいごみの分別について ・間違いやすいごみの分別資料 ・ごみ収集日程表 ・生ごみバケツ(生ごみ収集地区の方のみ)	環境政策室 ☎0893-44-6159
☐	125cc以下のバイクをお持ちの方	*【廃車証明等(車体番号が確認できるもの)】をお持ちになり登録の手続きをしてください。	税務課 軽自動車税係 ☎0893-44-6153
☐	町営住宅に同居する方	* 町営住宅同居承認申請をしてください。 * 状況により必要書類が異なりますので、事前に係へお問い合わせください。	建設デザイン課 公営住宅係 ☎0893-44-6157
☐	犬を飼っている方	* 前住所地の【鑑札】をお持ちになり、飼い犬の住所変更届をしてください。 * 犬の登録(生涯1回のみ)をしていない場合は、登録の手続きが必要です。 (犬の登録手数料 3,000 円)	保健福祉課 福祉庶務係 ☎0893-44-6154

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	自治会（行政区）加入について	*「転入・転居のみなさまへ（裏面：自治会制度）」をお読みください。 *自治会長・区長さんに、転入したことを連絡してください。 *町からの情報や「広報うちこ」等、お知らせは、自治会（行政区）から配布いたします。	教育委員会 自治・学習課 （内子分庁） ☎0893-44-2114
☐	印鑑登録をする方	*転入届出後、ご本人が【登録する印鑑・顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）】をお持ちになり登録申請してください。 （印鑑登録手数料 200 円） *本人確認書類をお持ちでない方は、保証人（内子町で印鑑登録されている方に限る）が【登録印鑑・印鑑登録証・顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）】をお持ちになり、一緒にお越しください。 *上記以外の場合や、ご本人が窓口に来られない場合は、登録に日数を要します。	住民課 住民異動係 ☎0893-44-6152
☐	マイナンバーカードをお持ちの方	*マイナンバーカードに新住所を記載しますので【マイナンバーカード】をお持ちください。 *マイナンバーカードに余白がない場合は、再交付になります。（交付手数料は無料） *カード内の情報を更新する必要がありますので、【4桁の暗証番号】が必要です。 *暗証番号を忘れた場合は、ご本人が【マイナンバーカード】をお持ちになり、暗証番号再設定の手続きをしてください。	
☐	電子証明書が必要な方	*【マイナンバーカード】をお持ちになり交付申請してください。（交付手数料 200 円）	
☐	住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの方	*引き続き内子町で住基カードを利用する場合は、継続利用の手続きをしてください。但し、電子証明書が必要な方は、マイナンバーカード交付申請をしてください。 （カード交付と同時の場合は無料） *手続きには【4桁の暗証番号】が必要です。 *顔写真つき住基カードは、新住所を記載しますので【住基カード】をお持ちください。 *住基カードの記載欄に余白がない場合は、マイナンバーカードを申請してください。 *QRコードが印刷されている住基カードは、カード内の情報を更新する必要がありますので、【4桁の暗証番号】が必要です。 *暗証番号を忘れた場合は、ご本人が【住基カード・顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）】をお持ちになり、暗証番号再設定の手続きをしてください。 *継続利用を希望されない方は、住基カードの返納届をしてください。	